

国土籍第165号
令和2年6月15日

都道府県地籍調査担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局
地籍整備課長
(公印省略)

地籍調査における固定資産税の課税のために利用する目的で保有する所有者等関係情報の内部利用等について（通知）

地籍調査の円滑化・迅速化を図ること等を目的とする土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）が令和2年6月15日より一部施行され、同法による改正後の国土調査法（昭和26年法律第180号。以下「法」という。）第31条の2の規定についても、同日施行されたところです。

これにより、都道府県知事又は市町村長は、地籍調査の実施のため、当該地籍調査を実施しようとする区域（以下「調査実施区域」という。）内の土地の所有者等を知る必要があるときは、当該地籍調査の実施に必要な限度で、所有者等関係情報を内部で利用することができることとなるとともに、地籍調査を実施する者は、地方公共団体その他の者に対して、所有者等関係情報の提供を求めることができることとなります。

これを受け、今後、地籍調査を行う部局（以下「地籍調査部局」という。）が行う固定資産税の課税のために利用する目的で保有する所有者等関係情報の内部利用等の取扱いについては、その適切かつ円滑な実施に向け、下記の点に留意いただくとともに、貴管内市区町村に対しても周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、このことについては総務省自治税務局とも協議済みであることを申し添えます。

第1 内部で利用することが可能な情報について

地籍調査を行う都知事又は市町村長は、法第31条の2第1項の規定に基づき、都又は市町村の税務部局が地方税に関する調査等に関する事務に関して知り得た情報のうち、固定資産税の課税のために利用する目的で保有する情報であって、同項に規定する所有者等関係情報（具体的には、調査実施区域内の土地の所有者等（納税義務者）の氏名又は名称、住所、電話番号といった事項に限られる。）のうち不動産登記簿情報として一般に公開されていないもの（以下「固定資産税関係所有者等関係情報」という。）について、地方税法（昭和25年法律第226号）第22条の守秘義務に抵触することなく、調査実施区域内の土地の所有者等の探索に必要な限度で、内部で利用することが可能である。

なお、不動産登記簿情報等として一般に公開されている情報については、従前通り、地方税法第22条の守秘義務に抵触することなく、利用することが可能である。

第2 内部で利用するに当たっての手続

都又は市町村の地籍調査部局が固定資産税関係所有者等関係情報を内部で利用する際には、書面により、調査実施区域内の土地の地番その他当該土地の所在地を確認できる情報を税務部局に提供するなど、照会の方法を事前に税務部局と調整の上、行うものとする。

第3 情報の提供の求め

地籍調査を実施する者(注)は、法第31条の2第2項に基づき、地方公共団体その他の者に対し、所有者等関係情報の提供を求めることができるが、ここでいう地方公共団体には、特別区が地籍調査を実施する場合における都、都道府県又は土地改良区等（法第2条第1項第3号の土地改良区等をいう。以下同じ。）が自ら地籍調査を実施する場合における当該地籍調査に係る土地が所在する市区町村が含まれる。

これらの場合における固定資産税関係所有者等関係情報の提供の求めは、特別区が実施する場合にあっては都の地籍調査部局を、都道府県又は土地改良区等が実施する場合にあっては当該地籍調査に係る土地が所在する市町村の地籍調査部局に対して行うこととし、当該求めを受けた都又は市町村の地籍調査部局が、第1の内部利用により税務部局から情報を取得するものとする。

る。

注：法第31条の2第2項の「国土調査（地籍調査）を実施する者」は、法第10条第2項に基づき地籍調査の実施を委託している場合は、委託元である都道府県又は市区町村と読み替えられることとなる（法第23条第3項かっこ書）。

第4 納税義務者本人の同意

土地改良区等に対して固定資産税関係所有者等関係情報を提供する場合には、法第31条の2第3項に基づき、納税義務者本人の同意を得ることが必要である。この同意を得るための手続については、原則として、地籍調査に係る対象土地が所在する市町村の地籍調査部局が行うこととする。

第5 把握した情報の活用

第1及び第3により所有者等関係情報を地籍調査部局が利用することができるのは、国土調査の実施に必要な限度においてである。

例えば、地籍調査部局が、調査実施区域内の土地に係る固定資産税の納税義務者本人に対し、当該土地の所有者を特定するため又は法第31条の2第2項に基づく情報提供の求めがあった場合に情報提供に係る同意を取得するための書面の送付等を行うために固定資産税関係所有者等関係情報を利用することは可能であるが、地方公共団体以外の者に対し納税義務者本人の同意を得ずに納税義務者本人以外に固定資産税関係所有者等関係情報を漏らす行為は、国土調査の実施に必要な限度においての利用とは解されない。なお、正当な理由なく固定資産税関係所有者等関係情報を漏らす行為は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条第1項の守秘義務に違反することにも留意が必要である。

また、地籍調査を実施する者が、国土調査の実施に必要な限度において、業務委託先の民間事業者に固定資産税関係所有者等関係情報を取り扱わせようとする際には、当該業務委託契約における守秘義務条項等により担保することが相当であり、当該条項に違反した場合は、法第36条第2号に基づく処罰の対象にもなり得ることに留意が必要である。

第6 地籍調査部局が把握した所有者等関係情報の税務部局への提供について

地籍調査における所有者探索では、固定資産課税台帳情報のほか、戸籍、住民票その他の公簿情報（林地台帳、農地台帳等）についても必要に応じて活用することとなる。そのため、地籍調査部局は、地籍調査の過程で、税務部局が把握していない所有者等関係情報を把握し得ると考えられる。

この点、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）の体系において、地籍調査の過程で把握した所有者情報が記載されている「地籍調査票」が、所有者探索に当たって利用すべき情報として位置付けられている（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則（平成30年国土交通省令第83号）第1条第6号）ように、地籍調査の過程で把握する所有者情報は、他の所有者探索を要する事務等においても有益な情報であると考えられる。

そのため、税務部局から、地方税法第20条の11に基づく官公署への協力依頼があった場合には、地籍調査部局は、地籍調査票に記録されている情報その他の地籍調査部局が地籍調査に関する事務において知り得た情報の提供等により適切に対応するものとする。